

令和 3 年度
第 5 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 8 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 53 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農用地利用集積計画（9 月 1 日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫		○	13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子		○
6	増谷 克則		○	18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主 事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃	○	

事務局長	ただ今より、令和３年度第５回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日から７月１日付けで任命されました入谷弘之農業委員が出席されていますのでご報告いたします。 本日は１番植木委員、６番増谷委員、１２番竹森委員、１７番金本委員、２１番天根委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは７月の豪雨被害状況等について農業振興課長から報告いただきたいと思います。
農業振興課長	（報告）
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は１９名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。９番森兼委員さん、１０番前田委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	まず、議案の修正について事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	議案第２号の受付番号１６の農地区分について、修正前は「農用地区域内用地」としておりましたが、より明確にするために「農業用施設用地」に変更しております。 議案第４号から第６号までは営農型太陽光発電に関連するものですが、７月２０日に開催しました営農計画等に関する営農者等との聞取り及び意見交換会の開催により、営農計画を見直されるということで、再度聞取り等を行うこととなりました。その修正分がまだ提出されておりませんので、審議保留となっております。
議長	それでは、議案第１号「農用地利用集積計画（９月１日公告）の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 （本庁）	（説明　以下　概略） 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和３年

	7月期の申し込み分については、別冊「令和3年9月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定一般分と利用権設定の移転、農地中間管理事業分になっております。 利用権設定(一般分)につきましては合計13件、契約面積81,755㎡で、利用権設定(移転)につきましては合計3件、契約面積17,267㎡で借り手の変更に伴うものとなっております。利用権設定(農地中間管理事業分)につきましては合計2件、契約面積が42,175㎡となっております。 (内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められています。 内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定(農地中間管理事業分)の農地2件に関わる農地となっています。 (資料の配分計画の明細を読み上げる) 以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑等ございますか。

5 番三吉委員	高野町の農地の案件について、一筆で 17 万㎡近くあるがその中で 35,660 ㎡が確定できているのか。また、残りの 14 万㎡近い部分の現状はどのようなになっているのか。
20 番島津委員	この土地は地区の共有林の一部を畑にしたものです。30 年前から大根を作っていましたが高齢により遊休農地化しました。5 年前に〇〇がキャベツを作るとのことで契約しましたが、契約が終わりまして今年から●●と契約することになりました。 畑以外の部分は山林です。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 12 から 18 の 7 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 12 位置等：説明資料の 1・2 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 13 位置等：説明資料の 1・8 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み

事務局員 (口和出張所)	受付番号 14 位置等：説明資料の 1・11 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
	受付番号 15 位置等：説明資料の 14・15 ページに記載 転用事由：保育園の園庭 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
	受付番号 16 位置等：説明資料の 16・17 ページに記載 転用事由：農業用施設(乾燥・調整施設) 資金計画：一部自己資金、一部借入資金(補助金含む) 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：用途区分を変更
	受付番号 17 位置等：説明資料の 18・19 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
事務局員 (総領出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料の 18・24 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備

議長	資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑、ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号12から18の7件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号12から18の7件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	それでは続きまして、議案第3号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号11から16の6件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号11 位置等：説明資料27・28ページに記載 潰廃事由：平成6年に圃場整備事業がありお寺に対する進入路がなかったので、事業に併せ駐車場の転用許可もとって進入路も作ったが、再測量の結果一部が畑にかかっていることが判明した。 現地確認：現地は、駐車場へ通じる通路の一部に係っており、コンクリート舗装がなされているため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号12 位置等：説明資料29・30ページに記載 潰廃事由：平成10年頃高齢化のため耕作放棄をし、山裾にあるため原野化した。

事務局員 (東城出張所)	現地確認：現地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 13 位置等：説明資料 1・31 ページに記載 潰廃事由：申請人の父が高齢により作物を耕作できなくなり草木が繁茂している。 現地確認：現地は木が生い茂っており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 受付番号 14 位置等：説明資料 1・32 ページに記載 潰廃事由：2009 年に相続後農地を利用しておらず放棄地となっている。 現地確認：現地は草木が繁茂し、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 受付番号 15 位置等：説明資料 1・33 ページに記載 潰廃事由：20 年以上前に全所有者である申請人の祖父が倉庫を建築し、現在に至っている。 現地確認：現地は建物が建っており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり
事務局員 (比和出張所)	受付番号 16 位置等：説明資料 16・34 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃から獣害被害が多く、農地として利用することが困難となり耕作放棄した。 現地確認：現地は山林化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
議長 4 番木村委員	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑、ご意見等はございますか。 受付番号 15 について、潰廃年月日が不詳となっているが、建物がいつ建ったのか分からないのか。
事務局員 (東城出張所)	申請人は相続された高校生の方です。その方から見て祖父にあたる方が建てられたものなので、いつ建ったのか分からない状態です。 20 年よりずっと前から建っているということで、現地確認を行った際に地元の推進委員さん達に聞いてもこの建物はずっと昔から建っているとのことでした。 20 年以上前なのは確実ですが、いつ建ったのかが確認が取れず不詳という表記にしております。

議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 11 から 16 の 6 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 11 から 16 の 6 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 7 月 6 日庄原市再生協議会の会議を書面決議で開催 ・ 13 日全国農業会議の女性委員の会議を web で開催 ・ 16 日広島県農業会議の常設審議会を開催 ・ 19 日板橋小学校の授業 ・ 20 日比和地域ブロック会議に出席 ・ 28 日の口和地域の農地パトロール について報告を行った。
議長	それでは板橋小学校の件について、青才委員さんから報告をお願いいたします。
青才委員	・ 7/19 板橋小学校の授業で現地の見学 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員	(その他事項について資料にて説明) ・ 令和 3 年度からの農地パトロールと利用意向調査の見直しについて ・ 農政の情報提供

